○内閣府告示第二百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　那珂市

二　地域再生計画の名称　那珂市「一人ひとりが輝くまちへの環境づくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　那珂市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び足利市

二　地域再生計画の名称　まちをつなぎ、ひとが集う、安全・快適で輝く地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　足利市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び鹿沼市

二　地域再生計画の名称　〝木のまち鹿沼〟魅力向上まちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿沼市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　栃木県及び日光市

二　地域再生計画の名称　暮らして満足、訪ねて納得、自然と笑顔になれるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　日光市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　渋川市

二　地域再生計画の名称　豊かな自然と多様な風土をみんなで守り育て未来へ継承するへそのまち・渋川

三　地域再生計画の区域の範囲　渋川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　埼玉県及び埼玉県児玉郡美里町

二　地域再生計画の名称　〝美しの里〟定住したい魅力ある地域づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　埼玉県児玉郡美里町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　柏市

二　地域再生計画の名称　良好な住環境の基となる水資源の循環都市『柏』整備計画

三　地域再生計画の区域の範囲　柏市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県及び新潟県東蒲原郡阿賀町

二　地域再生計画の名称　阿賀悠久の郷・みちからはじまる活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県東蒲原郡阿賀町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百六十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県及び黒部市

二　地域再生計画の名称　下新川地区の快適で魅力ある港づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　魚津市及び黒部市の区域の一部（魚津港及び石田漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第二百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年八月二日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、七尾市、輪島市、珠洲市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町

二　地域再生計画の名称　能登の里山里海再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　七尾市、輪島市、珠洲市及び羽咋市並びに石川県羽咋郡志賀町及び宝達志水町、鹿島郡中能登町並びに鳳珠郡穴水町の全域